

## 高等学校における「通級による指導」について

### 1 高等学校における特別支援教育の必要性と「通級による指導」の制度化

○小中学校の通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒 6.5%

→ 高等学校でも一定数の割合で在籍

○高等学校では、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定科目・教科等により対応

○個別の教育的ニーズに対応するための多様な学びの場の整備の必要性

→ 平成 30 年 4 月より高等学校における「通級による指導」が制度化

インクルーシブ教育システム理念の具現化

学びの連続性の担保

生徒一人一人の教育的なニーズに即した適切な指導及び必要な支援の提供

### 2 高等学校における「通級による指導」の内容

○通級による指導とは

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、月 1 単位時間～週 8 単位時間までを標準とし、障がいに応じた特別な指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態。高等学校では、年間 7 単位を超えない範囲で実施できる。

○障がいに応じた特別な指導＝「自立活動」に相当する指導

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。
- ・上記の指導は、特別支援学校の自立活動に相当する指導であり、特別支援学校高等部学習指導要領を参考に指導する。
- ・自立活動の目標と内容（6 区分 27 項目）について、個々の生徒の障がいの状態や発達の程度等に応じて、実態把握をもとに指導目標を設定し、個別の指導計画に記載する。

※目標と内容全てを取り扱うのではなく、個々の生徒に応じたオーダーメイドの指導

例) 区分「人間関係の形成」

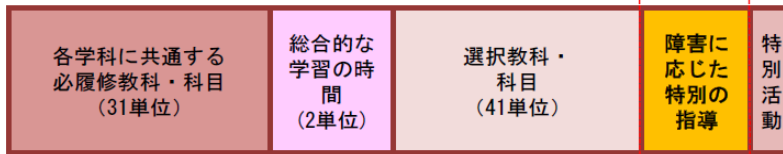
項目「他者の意図や感情の理解に関すること」

- ・友人や教員、家族等との円滑な人間関係をつくる際、立場や状況によって接し方を変える必要がある。このとき、場面ごとの接し方を読み取り、他者は自分に何を求めているかを理解できれば、円滑な人間関係の形成につながる。
- ・このような力を高めることが必要な生徒には、例えば、特定の場面でのやりとりを描いた漫画を題材に、空欄にした吹き出しの中身を考える指導に取り組む。描かれている状況ごとに吹き出しの中身を考える活動を通して、場面に応じた適切な言動とは何かを学ぶ。

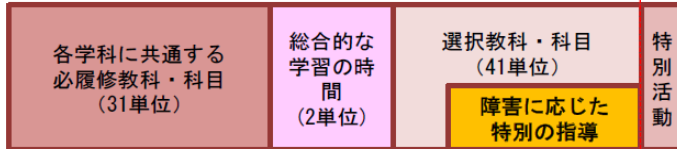
○特別な教育課程の編成

・高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる

●加える場合の例（授業時数が増加する）



●替える場合の例（授業時数が増加しない）



例) A 高等学校（総合学科）

- ・自己理解を深め、他者との関わりを円滑に進める力は、全ての生徒に必要→「ソーシャルスキル基礎」1 年次
- ・個々の必要に応じて実施される、自立活動に相当する指導 → 「ソーシャルスキル A・B」2・3 年次



○実施形態（小中と同様）

自校通級、他校通級、巡回指導

○対象障がい種（小中と同様）

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他の障害のある者で特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

※医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、総合的な見地から判断する

3 高等学校における「通級による指導」の現状と課題

○現状

- ・県内の通級設置校は紫波総合高校。31 年度から前沢高等学校にも設置される。
- ・全国的には、今年度 123 校で、次年度は 3 倍ぐらいになる見通し。

○課題

- ・通級による指導の理解（職員、生徒、保護者）、職員研修
- ・通級実施のための校内体制構築
- ・特別な教育課程の編成、個別の指導計画作成、指導内容の検討
- ・対象生徒判断の仕組みづくり（アセスメント、検討会議、合意形成）
- ・担当教員の専門性向上、教員間の共通理解
- ・関係機関との連携体制構築

センターの対応

- ① 通級による指導実施のための手引 (29)
- ② 通級授業案等サンプルパッケージ (30)
- ③ 校内研修プログラム集 (30)
- ④ 高等学校における特別支援教育実践力向上研修講座 I～III (31～)